共同排水施設引取りフロー

市に事前相談

↓

引取条件説明

① 市の「八王子市共同排水施設整備事業補助金交付要綱」により設置した施設であること。
② 施設の無償譲渡が、全権利者の総意であること。
③ 施設利用者全員が、公共下水道への接続を完了させること。
④ 宅地内から施設への、合併浄化槽･雨水ﾏｽ等からの取付管は、切断すること。
⑤ 引取対象部分が、全て市管理道路に埋設されていること。
私道内埋設施設は原則的に引取らない。 しかし、市が構造的に必要と定めた時はこの限りでない。
⑥ 放流先が市の管理公渠であること、国･都の場合は放流許可権も同時に無償譲渡すること。
⑦ 市の引取検査に合格したものであること。
⑧ 必要に応じて、施設平面図等を譲渡すること。

↓

現場調査　排水施設の機能等を現場にて調査・確認する。

↓

現場調査の回答　口頭にて調査結果を連絡し、引き取り基準に適合の場合、事務手続きを行う。

↓

譲渡申請書提出　申請書（様式１・様式1－1・様式1－2）

↓

現場引継ぎ立会い　現場で引取りをする排水施設の最終確認をする。

↓

受領書交付　受領書（様式－２）

↓

引継ぎ完了　（道路台帳等図書の譲渡。）